

いちき串木野市第一次総合計画 資料編

■第一次総合計画

第1編 総論

第2編 基本構想

(※基本構想は目標年度が平成28年度であるため、平成19年3月に策定したものを掲載)

■参考資料

策定経過概要

策定要綱

企画委員会

第一次総合計画

第1編 総論

第1章 計画策定の趣旨等

第1節 計画策定の趣旨

近年の我が国の社会情勢は、少子高齢化社会などを起因として国、地方ともに財政運営に厳しいものがあり、さらには、地方分権による地方への権限移譲が進むなか、国は、「改革無くして成長なし」、「民間にできることは民間に」、「地方にできることは地方に」との方針を打ち出しています。

このような情勢を踏まえ、いちき串木野市は、平成17年（2005年）10月11日に21世紀の厳しい社会情勢を乗り越えるため串木野市及び市来町の合併により誕生しました。

本計画は、本市の合併後のまちづくりを総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定めることを念頭に置き、本市の速やかな一体性の確保と行政課題への対応を図りながら、都市基盤・生活環境の整備、産業・経済の活性化、文化・教育振興、国際化等本市の均衡ある発展と市民福祉の向上を図る方策として、21世紀の新しいまちづくりに向け第1次総合計画を策定し、市政運営の指針とするものです。

第2節 計画の呼称、期間及び区域

この計画は、「いちき串木野市総合計画」と称し、計画期間は、平成19年度（2007年度）から平成28年度（2016年度）までの10か年とします。

この計画の対象区域は、いちき串木野市行政区域を原則としますが、計画の策定に当たっては周辺市との広域的観点から関連する圏域についても十分考慮するものとします。

第3節 計画の性格及び役割

この計画は、長期的な展望に立って本市の進むべき方向と目標を示すとともに、これを達成するための施策を明らかにするものであり、次のような役割を担います。

1. 市政の総合的かつ計画的な運営の基本となるものであり、個別又は部門ごとの計画及び諸施策の推進の基準とします。
2. 国・県・関係機関等に対しては、この計画の示す方向と施策について必要な事業の推進と措置を要望し、その実現を期待します。
3. 市民や民間企業に対しては、この計画の示す方向及び施策の推進について理解と協力を得るとともに、その活動を誘導する指針となることを期待します。

第4節 計画の構成

この計画は、基本構想・基本計画・実施計画で構成します。

（基本構想）

基本構想は、基本理念、本市の将来像、市政推進の基本方針及び施策の大綱を明らかにするとともに、目標年度における市勢の姿を示すもので、地方自治法第2条第4項の規定に基づいて策定するものです。

基本構想の目標年度は、平成28年度（2016年度）とします。

（基本計画）

基本計画は、基本構想を実現するための施策について、市政の各分野にわたり、基本構想に基づき基本方針及び施策を体系的に明らかにする基本的な計画で、実施計画の基礎となるものです。

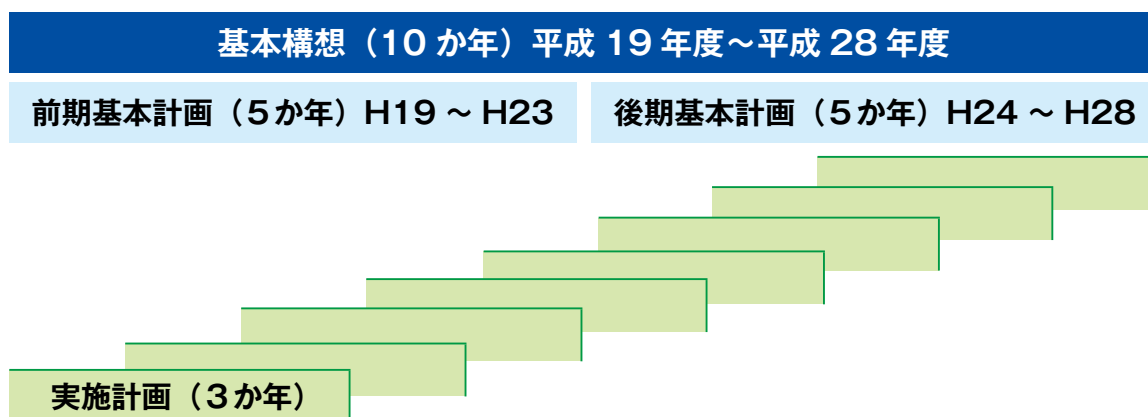
また、基本計画は、市が実施する施策はもとより、国・県及び民間部門に期待すべき施策についても計画するものとします。

基本計画の計画期間は、平成19年度（2007年度）から平成23年度（2011年度）までと、平成24年度（2012年度）から平成28年度（2016年度）までの前期・後期の5か年ごとに計画します。

（実施計画）

実施計画は、基本計画に定められた施策を計画的かつ効率的に実施するために必要な事業を明らかにするもので、財源に裏付けされた具体的な計画として、毎年度の予算編成の指針となります。

実施計画は、事業計画と財政計画からなり、計画期間は、毎年向こう3か年を期間とするローリング方式で策定します。



第2章 いちき串木野市の特性と課題

本市は、次に掲げるように豊かな自然や歴史・文化、地理的特性など多くの資源を有している一方、人口の減少化など社会情勢に伴う課題も有しています。総合計画においては、これらの特性と課題を踏まえた施策を推進していく必要があります。

第1節 海・山・温泉などの豊かな自然

本市は、市街地の西側を東シナ海に、北側と東側を山々に囲まれており、これらの地形がもたらす清らかな地下水や温泉、温暖な気候など豊かな自然に恵まれています。

これら豊かな自然は、私たちに安らぎと健康を与え、持続可能な社会生活を営む上でかけがえのない財産であるとともに、その自然景観は地域の資源であります。

そのため、この豊かな自然と景観を大切に守り育てるとともに、本市の魅力として活用していくことが求められています。

第2節 積み重ねられた歴史と文化

本市には、縄文後期に人々が漁労や狩猟をして生活を営み、広い範囲にわたって人と物と情報の交流をしていたことを示す県指定文化財の市来貝塚や、徐福伝説とともに、薩摩における山岳仏教の中心地として発展してきた冠岳、さらに、江戸時代の陸上交通において九州筋の宿場として、また海上輸送の一中心地として物資等の集散地となり、宿場町と商業の地として栄える一方、金鉱業と遠洋まぐろ漁業のまちとして栄えてきたという、これまでに累々と積み重ねられた歴史と、そこから生まれた文化があります。

そのため、これらの歴史と文化を守り、市民の誇りとして後世に継承していくことが求められています。

第3節 東アジア及び東南アジアに開かれた地理的特性

本市は、鹿児島県の薩摩半島の北西部、日本三大砂丘の一つである吹上浜の北端に位置し、東シナ海に面しているという地理的特性を有しており、そのため、古くは密貿易が行われ、また日本の黎明を告げた薩摩藩留学生渡欧の地であり、東シナ海の豊富な漁業資源を求める沿岸漁業の漁港や遠洋まぐろ漁業の母港としての役割を果たしてきました。

今後もこの特性を生かし、これからの経済発展が著しい東アジア及び東南アジア諸国との活発な交流を進め、物流をはじめとする経済や観光の交流の拠点となることが期待されています。

第4節 自然・歴史文化・地理的特性に育まれた特産

本市には、これまで述べてきた自然、歴史文化、地理的特性に裏打ちされた特産品として、沿岸漁業による「つけあげ」「ちりめん」などの水産加工品、また、遠洋まぐろ漁業の「まぐろ」「まぐろラーメン」、さらに清らかな地下水を利用した「焼酎」や、温暖な気候がもたらす「みかん」「ぼんかん」「サワーポメロ」「花卉（ソリダゴ）」「早掘りばれいしょ」などがあります。

そのため、これらの特産品を広く全国に周知し、地域の資源として活かし、地域産業の振興を図ることが期待されています。

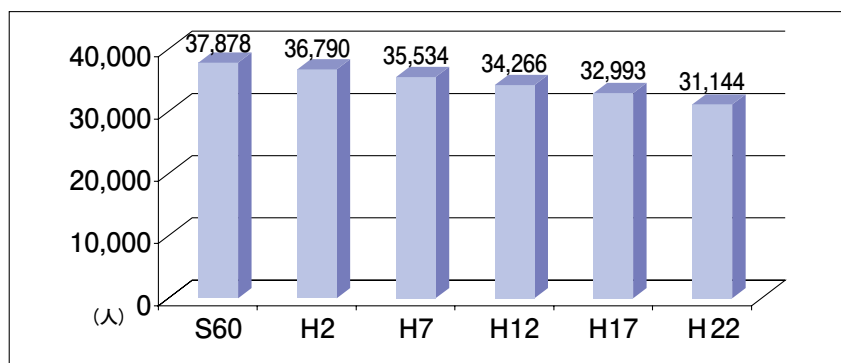
第5節 人口の減少化（人口の推移と人口構造）

平成17年（2005年）の国勢調査における本市の総人口は、32,993人であり、減少傾向にあります。なお、平成17年国勢調査における高齢化率は26.2%となっています。

また、全国的に少子高齢化が進んでいることから、このままでは人口の自然減は今後も止まらないものと考えられます。

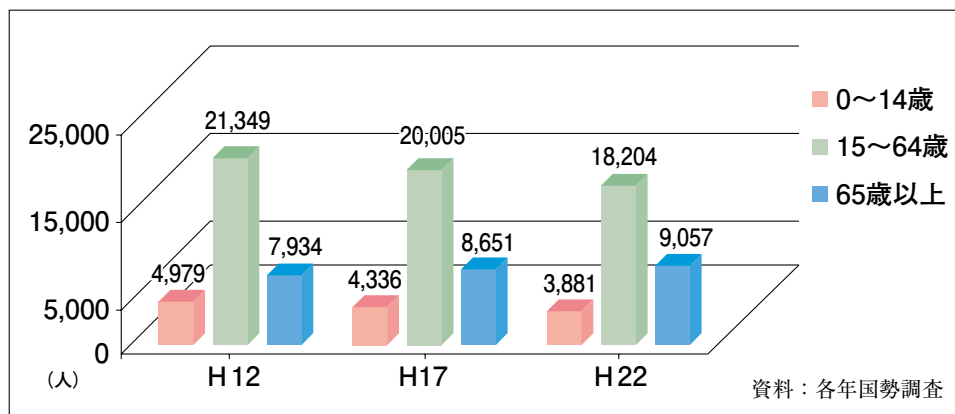
今後は、本格的な人口減少社会に突入することから、少子化対策や住宅施策に取り組むことが喫緊の課題であり、南九州西回り自動車道など高速交通体系の利便性による地の利を活かした対策に取り組むことによって、人口の維持又は増加が期待されます。

図表 総人口の推移



資料：各年国勢調査

図表 人口構造



資料：各年国勢調査

※図表は平成22年国勢調査の結果を追加

第2編 基本構想

第1章 いちき串木野市の基本理念

第1節 基本理念

地域を創造し継承していくのは、そこに住む人々であり、一人ひとりが健康で主体性を持って活動に取り組み、そのエネルギーを高めたとき、個性あふれる魅力ある地域が形成されます。

一方、地方分権一括法が制定され、地域自らが考え、取り組む主体的な地域づくりが、従来に増して求められています。また、人々の価値観や経済環境の変化など、地域づくりを取り巻く様々な環境に対応した取り組みも必要です。

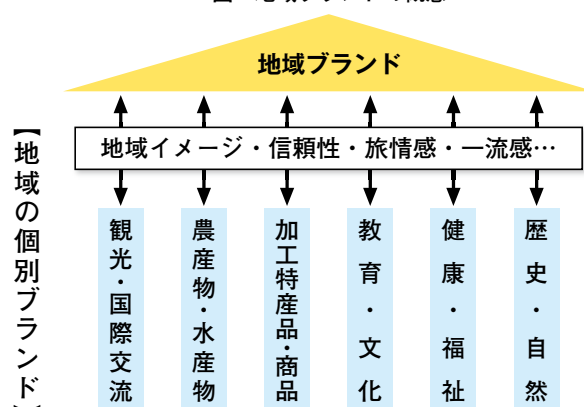
このような新しい時代のまちづくりは、地域が自らの持つ資源を再確認し、その可能性を最大限に活かす取り組みが重要になります。そのためには、資源の中から中核的な価値のある資源を取り出し、その資源を中心としたまちづくりが展開されることで、市民や来訪者等との間で信頼関係が構築されるとともに、これらの人々に選ばれ続ける地域を創造すること、いわゆる地域ブランドを構築することが求められます。

本市の市街地は、南北に延びる国道3号に接して形成されており、産業、歴史や文化などの面においても固有の特性を有しています。また、地下水や様々な恵みをもたらす海などの特徴ある自然を豊富に持っています。さらに、南九州西回り自動車道の整備による地域開発も進められています。

そのため、これからの本市のまちづくりは、本市全体の共通概念のもと、それぞれの地域で市民自身の手による地域づくりが実践され、その上で本市が一体となって協力・連携することによって、それぞれの地域が持つポテンシャル（潜在的な力）を高めていくことで、自立した本市の創造をめざします。

以上を踏まえ、本市のまちづくりの基本理念を『ひとが輝く・地域が輝く ～地域ブランドによる自立したすこやかな都市の創造～』と設定します。

図：地域ブランドの概念



第2節 将来都市像

本市は、徐福伝説に代表される歴史文化、様々な恵みをもたらす海、焼酎やつけあげなどの地元産品、まぐろラーメンで知名度が向上した水産物など、様々な特色のある資源を有しています。これらの資源は、海からの恵みにより本市に根付いたものであり、本市は海から発展してきたことができます。また、徐福伝説は、潮流が中国方面から流れていること、また古くから安全に上陸できる自然の良港を有していたことを意味しており、海から発展してきたことを裏付けるものであります。今後も、甌島航路のよりよい発展と併せて、東アジア及び東南アジア諸国との国際交流や貿易交流を図り、串木野港の開港をめざした取り組みを進めていきます。

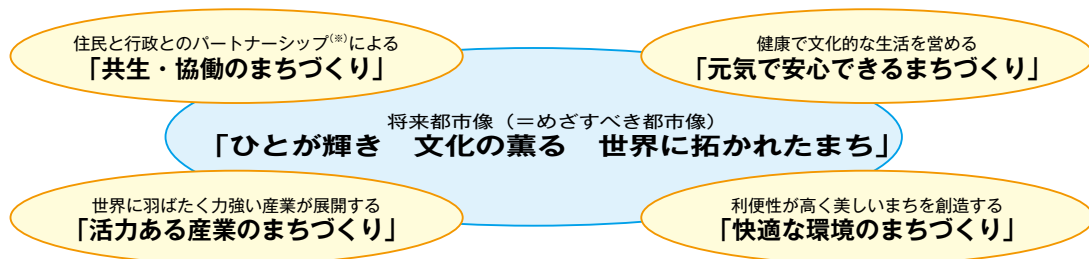
一方、本市は、特色ある高等学校3校を有していることや、活発な文化的活動、良好な治安など、質が高く文化的な生活を送ることのできる環境を備えており、今後のまちづくりにおいても、さらに充実していくことが求められています。

このような状況の中で、本市が持つ歴史的背景を重視するとともに、これまでの取り組みに根ざしたまちづくりを展開していくために、本市の将来都市像を「ひとが輝き 文化の薫る 世界に拓かれたまち」と掲げます。

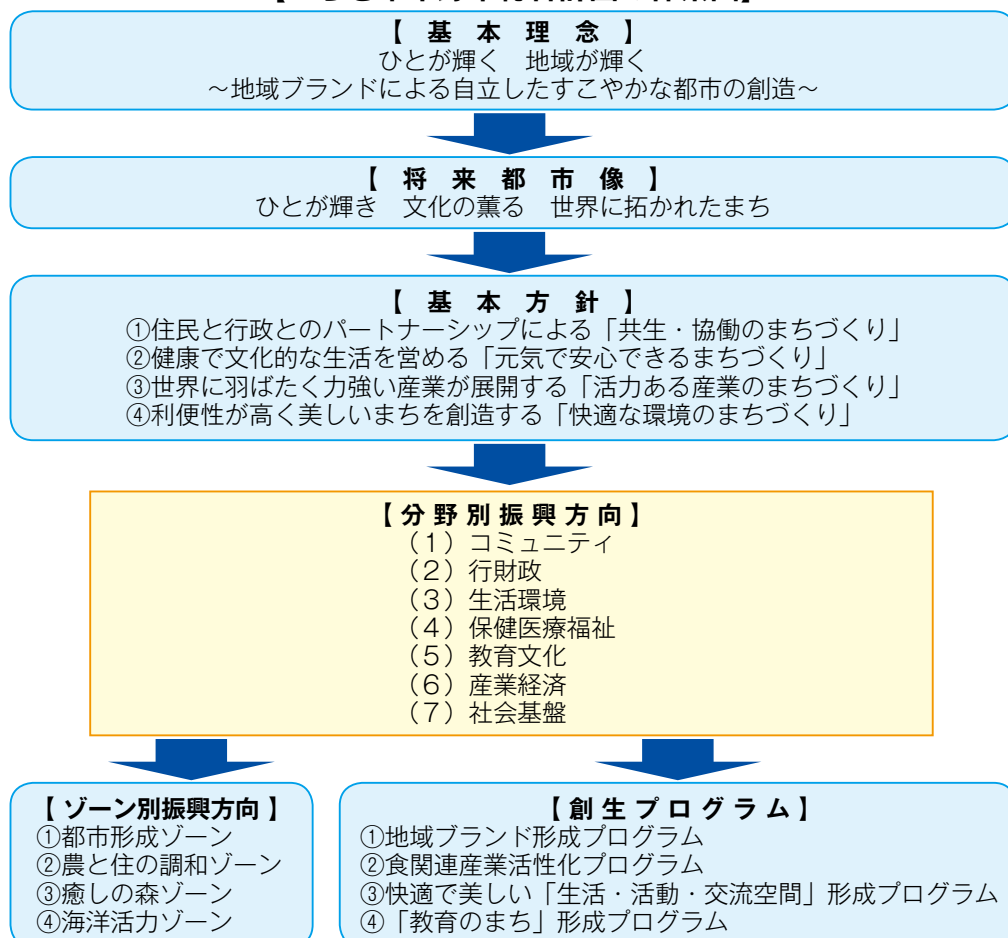
第3節 基本方針

将来都市像の実現を図るために、次の4つの基本方針を設定します。

- (1) 住民と行政とのパートナーシップによる「共生・協働のまちづくり」
- (2) 健康で文化的な生活を営める「元気で安心できるまちづくり」
- (3) 世界に羽ばたく力強い産業が展開する「活力ある産業のまちづくり」
- (4) 利便性が高く美しいまちを創造する「快適な環境のまちづくり」



【いちき串木野市総合計画の体系図】



※パートナーシップ…友好的な協力関係。

第2章 施策の大綱

これらの基本方針に基づく施策の大綱を示し、将来都市像の実現に向けた市政の展開を図ります。

- ① 住民と行政とのパートナーシップによる「共生・協働のまちづくり」
- ② 健康で文化的な生活を営める「元気で安心できるまちづくり」
- ③ 世界に羽ばたく力強い産業が展開する「活力ある産業のまちづくり」
- ④ 利便性が高く美しいまちを創造する「快適な環境のまちづくり」

第1節 住民と行政とのパートナーシップによる『共生・協働のまちづくり』

まちは、人によって創られ、人によって発展します。新しいまちづくりを進めるためには、多様な主体が相互にその特性や役割を認識し、尊重しあいながら対等な立場で、共通の目的を達成するために協力していく共生・協働の精神が重要です。また、地方分権の進展により、自治体の自主的な活動範囲が広がる中で、市民の需要も多様化し、まちづくりの進め方も行政主導から行政と市民の適切な役割分担のもとで展開していくことが求められています。

そのため、少子高齢化への対応や環境保全、生活環境の管理といった地域を取り巻く様々な課題に対し、市民が積極的に取り組んでいくことのできる地域自治・住民自治の仕組みづくりを構築していくことが必要です。また、行政は、それを実現していく自治体行政の組織・体制づくりを行っていくことが重要です。

以上のような状況を踏まえ、市民が主役となり地域が主体となったまちづくりを、補完性の原則^(※)に基づいて実践していくことで、「住民と行政とのパートナーシップによる『共生・協働のまちづくり』」をめざします。

1. コミュニティ

市民が主役となり地域が主体となったまちづくりを展開していくために、補完性の原則に基づいたコミュニティの強化を図っていくことが必要です。

そのためには、市民一人ひとりが自己決定・自己責任の原則を持ちつつ、行政とのパートナーシップを構築していくことが前提となります。また、行政と市民がパートナーとして活動できる仕組みを構築するとともに、住民自治活動に対する支援の充実を図ります。

1) 市民参画と協働の推進

市民と行政の相互理解に基づくパートナーシップの構築等に努め、行政への市民参画や協働によるまちづくりを進めます。さらに、市民一人ひとりの声がまちづくりに活かされるように、行政への参画機会の増大を図ります。

2) コミュニティ活動の充実

市民の利便性を確保するとともに、各地区の個性や文化を守り育てながら、活用していく地域づくりを推進するために、17地区の公民館を拠点として市民の積極的なコミュニティ活動を促進します。

また、それぞれの地区拠点は、情報通信ネットワークなどを活かして相互に情報を共有できる体制の整備に努めます。

3) 広報・広聴

行政情報の市民との共有化を図るために、積極的な情報提供や広聴活動の充実を進めるとともに、個人情報保護を踏まえて一層の情報公開を推進することによって、自治意識のさらなる醸成を図ります。

※補完性の原則…住民の自助・共助で解決できるものは、住民の自主的・自発的活動で解決し、それが不可能な場合に、民間団体や企業が行う。それでも困難な場合にだけ公助として行政が補完・支援を行っていく責任と義務があるという原則。

4) 人権尊重・男女共同参画社会の実現

一人ひとりの人権が尊重される社会づくりや男女共同参画社会の形成に向けた取り組みをこれまで以上に充実していきます。

2. 行財政

合併に対する支援措置を効果的に活用しながら、市民の満足度と効率的な行財政運営を両立できる体制づくりが求められています。

そのため、行政本来の役割を見直し、より積極的な行財政改革に取り組むとともに、多様化・高度化する市民の需要に応えられる質の高い行財政の構築を図ります。

1) 効率的・効果的な行政の運営

行政の責任領域の明確化、受益と負担の公平の確保、行政効率・効果の観点から事務事業の見直しを図るとともに、社会情勢や市民の需要に的確かつ迅速に対応するため、簡素で効率的な組織・機構の整備に努めます。

また、行政需要に配慮しつつ、定員の適正化を図るとともに「いちき串木野市人材育成方針」を策定し、これに基づき職員の意識改革を行い、職員研修や人事管理等を含めた人材育成を推進します。

2) 健全な財政の運営

国における三位一体改革等の改革が推進されるなか、持続可能な地方自治体として存続していくため、財源の積極的な確保を図ります。

また、事務事業の効果等を検証しながら、民間委託等の行政改革を推進することにより、健全財政の確立を図ってまいります。

3) 広域行政の推進

高速交通体系の進展や高度情報化の急速な発達にともなう日常生活圏の広域化や行政需要の高度化・多様化に対応するために、鹿児島広域市町村圏等圏域の連携を図り、一体的な振興発展に取り組みます。

第2節 健康で文化的な生活を営める『元気で安心できるまちづくり』

地域間競争に打ち勝ち、“人々に選択されるまち”をめざしていくためには、周辺都市と変わらない、あるいはそれ以上の健康的で文化的な生活が享受できる環境を整えておくことが求められます。

本市は、変化に富んだ海岸線や山・河川、地下水等の様々な自然環境に恵まれ、これらの自然環境が豊かな市民生活の礎となっています。また、市来貝塚をはじめ、徐福伝説や日本の黎明期における留学生渡欧の地など歴史的な資源を数多く有しているとともに、様々な文化的活動や活発な国際交流、特色のある高等学校が3校あるなど、教育・文化に関する活動や環境が充実しています。さらに、消防・防災体制が充実しており、治安がよく住みやすい環境が整っています。

これらのことは、人々の価値観が、モノの豊かさから心の豊かさへと転換していることなどを考慮すると、今後のまちづくりの生活基盤となるものであると考えます。

そのため、これらの生活環境を維持しつつ、さらに磨き上げることで、自然と調和した質の高い生活空間の整備を図っていくことが必要です。また、人々が安心して暮らすには、健康づくりや医療、福祉の充実が欠かせないもので、市民生活の身近な場所で健康づくり活動を実践できる環境を整えながら、地域で支える福祉社会の実現に向けた取り組みを進め、生涯を通じて健康で充実した市民生活が送れるようなまちづくりを進める必要があります。

以上のようなことを踏まえ、本市においては、豊かな自然環境が生活環境にうまく活用され、教育・文化や保健・福祉の環境が充実したゆとりとうるおいに満ちた生活空間の中で、都市的な利便性を同時に感

じられるよう、「健康で文化的な生活を営める『元気で安心できるまちづくり』」をめざします。

1. 生活環境

本市は、海・森林・河川などの自然環境に恵まれており、これらの自然環境は本市の市民生活や産業等に大きく貢献していることから、今後のまちづくりを進めるうえで生活環境や産業振興などの様々な場面で環境負荷の軽減を意識した施策展開が必要となります。

そのため、環境と共生するライフスタイルづくりをめざすとともに、合併処理浄化槽の設置促進や下水道の普及拡大、廃棄物処理システムの活用など自然環境保全に向けた取り組みを強化します。

また、地下水による良質な水の安定供給を図るとともに、水質の安全性の確保にも十分に配慮していきます。

さらに、住宅地などにおける治安対策や消防・防災体制の充実、公園・緑地の整備、沿道植栽の実施、環境美化活動などを進め、美しく快適な街並み、良好な住環境の整備に努めます。

1) 環境の保全

本市の持つ海岸線や森林・河川などの自然環境の保全や監視活動を強化するとともに、環境学習機能の整備充実を進め、様々な形で環境を学べる学習拠点を整備し、市民の自然環境への意識の向上を図ります。

2) ごみ処理の充実

環境問題に対する市民の意識の高揚を図るとともに、各家庭・事業所から排出される一般ごみの発生の抑制、減量やリサイクル等の再資源化を積極的に進め、住民と行政が一体となって循環型社会づくりに向けた取り組みを推進します。

3) 水道の安定供給

水道事業の管理体制については、上水道、簡易水道の統合を進め、水道事業の効率化並びに安全な水の安定供給に努めます。また、本市は、地下水を利用する地域が多いことから、多くの水源の確保や水源涵養林としての森林の保全に努めます。

4) 下水道・生活排水・し尿処理の充実

自然環境の保全を図るため、下水道、漁業集落排水施設及び合併処理浄化槽の普及拡大による生活排水処理対策を推進します。また、し尿及び浄化槽汚泥の処理については、衛生センターにおいて収集・処理を行います。

5) 住環境の整備

自然環境との調和を基本としつつ、秩序ある土地利用を図りながら、民間活力の積極的な導入による宅地等の開発を進めます。あわせて、公園・緑地については、防災面や憩いの場の創出のために、水や緑などの資源を活かしながら、子育てや高齢者の交流の場となるように整備を進めます。

6) 火葬場・墓地の適正な管理

墓地については、市民の需要に対応した計画的な整備を進めるとともに、適切な管理に努めていきます。また、火葬場については、引き続き適切な管理運営に努めます。

7) 消防・防災の充実

火災、地震、風水害、その他の災害による被害の防止及び軽減を図るため、常備消防、消防団、自主防災組織等の関係機関が情報を共有するなど緊密な連携を保ち、体系的な消防・防災体制を構築するとともに、石油貯蔵施設立地地域における交付制度を活用し、施設や設備の整備を行い、消防・防災体制の充実・強化を図ります。また、併せて川内原子力発電所に対する原子力防災対策の充実を図ります。

8) 交通安全の充実

交通事故等を未然に防止するため、関係機関との連携を図りながら、交通安全対策を強化するとともに、子どもや高齢者を中心に交通安全に対する教育・普及活動を充実します。

9) 防犯対策の強化

犯罪を未然に防止するため、防犯対策を強化するとともに、近隣住民相互による見守り体制などの構築を進めます。また、防犯灯などの設置や各地区での防犯体制づくりを進める一方、防犯に対する教育・普及啓発活動に取り組みます。

10) 消費生活の充実

消費生活については、消費者苦情等に対する相談体制を整備・充実するとともに、消費者情報の提供などの取り組みを推進します。

11) エネルギー対策の推進

地球温暖化の主な原因とされる二酸化炭素の排出量を抑制するため、地球環境に与える負荷の小さい太陽光・風力などの自然エネルギー・新エネルギーの導入促進や、省エネルギー対策に行政・事業所・市民が一体となった取り組みを進めます。

2. 保健医療福祉

少子高齢化の進行や健康への関心が高まる中で、高齢者、障がい者、児童を含むすべての市民が、健康で自立した生活を送ることができるまちづくりを進めることが必要です。

そのため、各地区に健康づくりを実践できる体制整備を図るとともに、子育て支援体制の充実や在宅介護を支える高齢者福祉の充実強化を進め、各年代・世代に応じた保健・医療・福祉体制の構築を図ります。また、保健医療福祉を支える人材の育成・確保、社会福祉団体やボランティア団体の育成・充実に努めるとともに、ユニバーサルデザインの街並み整備に努めます。

1) 健康づくりの推進

健康づくりについては、市民の健康づくりの参加促進に向け、身近な場所で健康づくり活動が実践できるように、市内の地区を単位とした健康づくり活動の体制づくりを進めます。また、温泉資源や海水を活用した健康づくりを積極的に推進します。

健康管理面については、各世代・年代に応じた保健事業の充実を図り、それぞれの健康づくりを推進します。

医療については、増大する医療費の適正化を図るために、医療機関や保健センター等と連携しながら健康の保持増進から、病気の予防に重点をおいた包括的、総合的な保健・医療・福祉体制の充実に努めます。

2) 地域医療体制の充実

地域医療の充実を図るため、保健・福祉との連携とともに、新たな医療需要に対応した医療体制の整備を促進していきます。また、いつでも、迅速で質の高い医療サービスを受けることができるよう、救急医療体制の充実及び休日・夜間の医療体制の充実を図ります。

3) 子育て支援体制の充実

子育て支援については、各種教室の開催や子育て相談の充実、児童虐待に対する対策など、子育てに関する相談・支援体制の強化に努めます。

また、子育てサークルの育成や公園の整備などにより、交流の場づくりに努めます。さらに、保育所における高齢者との交流や延長保育、一時保育、学童保育などの事業内容の充実に努めるとともに、安心して子育てができる地域環境づくりや、仕事と子育てを両立できる地域の保育体制の充実を図ります。

4) 高齢者福祉の充実

より多くの高齢者が住み慣れた地域において、健康で自立し、生きがいを持って暮らせる環境づくりを進めるため、生活支援対策や生きがい対策、家族介護支援対策の充実を図り、バリアフリー化など高齢者が暮らしやすい環境づくりを進めるとともに、社会参加の促進に努めます。

5) 社会保障の充実

国民健康保険、老人保健、介護保険事業の健全な運営に努めるとともに、健康づくり・介護予防事業を推進し、医療費等の抑制に努めます。

また、国民年金については、年金制度の普及啓発に努め、加入を促進します。

6) 障がい者（児）福祉の充実

自立した生活が出来るように、各種サービスの提供及び支援体制の充実に努めるとともに、障がい者の社会参加に向けた取り組みを推進します。また、公共施設をはじめ公共性の高い施設などのバリアフリー化を促進します。

7) 母子父子福祉の充実

母子家庭等の自立を促進するため、子育て支援、生活支援、就学・就労支援、経済的支援など総合的な母子家庭等対策を充実します。

8) 地域福祉の推進

市民が共に助け合い、支え合う地域福祉を推進するため、福祉団体やボランティア団体等の育成、支援に努めるとともに人材育成に努めます。

勤労青少年や働く女性の教養・技能修得のため、各種講座を開設し、勤労福祉の向上に努めます。

また、障がい者、高齢者等に配慮したまちづくりを進めるとともに、生活保護制度の適正な運用など低所得者福祉の充実を図ります。

3. 教育文化

価値観の多様化や余暇時間の増大などに伴い、各世代・年代において、教育に対する要求が拡大してきています。

そのため、市民が誰でも、いつでも、どこでも学習できる機会を提供するとともに、子どもから高齢者まで生涯を通じて実践できるよう生涯学習の充実をめざします。

1) 生涯学習の充実

市民が誰でも、いつでも、どこでも学び、その成果を活かすことのできる生涯学習社会の実現を図るとともに、学校や公民館など生涯学習の拠点となる施設・設備の充実を図ります。

また、市民のニーズを的確に捉えた生涯学習講座の提供や、地域の人材が社会教育活動の中で活躍できる場の提供に努めます。

2) 学校教育の充実

基礎学力の定着を基本とし、人間性豊かで国際感覚を持ち合わせ、主体性を備えた人材の育成を図るとともに、農業体験など地域と連携した個性的な学校教育プログラムを推進します。

また、学習や生活のスムーズな移行や個性・能力、興味・関心の継続的な伸長を図るために、幼・小・中・高間の連携教育を推進します。

教育環境については、学校の校舎等の施設の段階的な改修や情報機器の整備充実を図るとともに、地域との交流や施設の効率的な活用の観点から、地域生涯学習拠点としての学校施設の利用促進を図ります。

3) 社会教育の充実

今日的な課題に対応するために、学校・家庭・地域社会や関係機関団体等が相互に連携しながら、家

庭や地域の教育力の向上を図るための学習機会の充実に努めます。

また、郷土の教育的伝統を生かしながら、心豊かで「生きる力」を備えた青少年を育成するため、学校・家庭・地域社会が一体となり地域ぐるみで子育てを支援する諸施策を推進します。

4) 地域・文化の保存・継承

有形・無形文化財の保存継承活動に対する物心両面からの支援を強化するとともに、郷土の歴史や文化の学習、様々な文化活動などを気軽に実践できる環境づくりに努めます。

5) スポーツの充実

年齢・性別を問わずスポーツに親しめる総合運動公園の整備とともに、マリンスポーツなど地域特性を活かしたスポーツの振興に努めます。また、整ったスポーツ環境や温泉、宿泊施設等を活用して、スポーツイベントの開催・誘致に努めます。

さらに、市民が気軽にスポーツを楽しめるよう、学校体育施設の開放や公共体育施設のネットワーク化を促進するとともに、スポーツプログラムの充実に努めます。

6) 総合運動公園の整備

市民のスポーツに対する意識は依然として高く、また、余暇時間の過ごし方として、スポーツ・レクリエーションへの需要が飛躍的に増大していくに伴って施設の充実が求められています。このような需要に応えるために、総合運動公園の整備を進め、スポーツ環境の充実に努めます。

7) 国際交流の充実

本市は、新市誕生に伴い、新たに平成 18 年（2006 年）8 月 5 日にアメリカ合衆国カリフォルニア州のサリナス市との姉妹都市盟約を結び、姉妹都市としての友好を新たにしました。

姉妹都市・友好都市などについては、これまでの取り組みに加え、経済的な交流への発展も念頭においた充実に努めます。特に、中国等との友好促進を積極的に図り、特色のある交流を進めます。

また、国際化に対応して、人材育成・団体の育成など国際交流の基盤を強化してすそ野の広い交流活動をめざすとともに、外国人にとっても便利で暮らしやすいまちづくりを推進します。

第3節 世界に羽ばたく力強い産業が展開する『活力ある産業のまちづくり』

農林水産物をはじめ食品加工品、観光サービスなどを包括的に支援する地域ブランドの確立は、それぞれの産業の競争力や付加価値を向上させるために有効な手段です。一方で、様々な商品やサービスを通じて地域ブランドが形成されていくことから、産業振興を図ることは、地域ブランドの形成を牽引していくため、今後のまちづくりにとって非常に重要です。

これまで、まぐろや果樹・畜産を中心とした農林水産業や、焼酎やつけあげをはじめとする食品加工業などの食関連産業を中心に産業振興が図られています。また近年では、まぐろラーメン発祥の地としての知名度が向上するなど特色のある産業が育っています。さらに、生物工学の研究など、新たな産業の基盤づくりも進められています。

しかしながら、近年、都市間競争、地域間競争が激化しているとともに、産業構造や消費者の需要の変化、後継者問題や経済のグローバル化の進行などにより、競争力のある産業として、どのように維持・発展していくかが課題となります。

そのため、この課題を解決する方向性としては、これまで育まれた産業の一段の振興を図ることに加え、異業種間や産学官の連携など関係する人々が知恵を出し合うことで、持続的な経済成長の原動力となる革新が発生する環境づくりを進めるとともに、観光面への活用を進めることによって、従来の産業のさらなる高付加価値化を図ると同時に、地域に根ざした新たな産業の育成・誘致につなげることが必要です。また、串木野港の開港をめざした取り組みをさらに充実していき、国道、高速道路、鉄道など交通体系に優れているという高い利便性を活かした物流拠点基地化を進めることによって、貿易関連企業の育成・誘致

などの産業の活性化を図ることが必要です。

以上のような状況を踏まえ、本市の産業振興の方向として、食関連産業を中心とした産業群を形成していくことによって、「世界に羽ばたく力強い産業が展開する『活力ある産業のまちづくり』」をめざします。

1. 産業経済

本市の持続的な発展を支え、生きいきとしたまちを創出するためには、産業の活性化が不可欠です。また、多種多様な就業機会を確保することは、定住人口の維持・拡大のための重要な条件でもあります。

そのため、農林水産業の高度化・高付加価値化の推進を図るとともに、海・山・河川などの地域資源を活かした観光・交流活動の促進を図ります。加えて、食に対する安全・安心志向の高まりを背景に生まれた「地産地消」の考え方は、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとしての側面があるほか、地域資源を活用した諸分野での活性化を促進する要素を有することから、その取り組みを展開していきます。

また、海洋資源の活用や新しい農産品の開発などによる新しい産業の育成をめざした取り組みを進める一方で、地域に密着したコミュニティビジネスの育成に努めます。

1) 農業の振興

安全・安心で、新鮮な食品に対する需要は今後も高まっていくものと予想されることから、減農薬や有機栽培など環境保全型農業の浸透を図っていくとともに、新しい商品の開発など農業と食品製造業などとの連携強化により、付加価値の高い農業の展開を図ります。

また、生産体制の強化のため、基盤整備や農地流動化による農地の効率的活用を進めながら、後継者や新規就農者の確保・育成に努めます。

2) 林業の振興

林道・作業道等の基盤整備を進め、生産コストの削減や高性能林業機械の活用、就業環境の改善及び労働力の確保等に努めます。

また、木材生産の拡大や所得の向上を図るとともに、治山事業の導入など災害に強い山林の整備に努めます。

さらに、森林の優れた多面的機能を生かした森林公園施設等の整備を推進し、市民の森林・林業に対する理解がより深まるように努めます。

3) 水産業の振興

大型魚礁の設置や種苗放流などを進め、つくり育てる漁業を推進するとともに、漁港整備、沿岸漁業者の育成など沿岸漁業の振興を図ります。

遠洋まぐろ漁業は、経営安定のための金融対策等を行うとともに、串木野漁港のまぐろ漁業母港基地化に向けた取り組みを強化します。

また、つけあげや塩乾品などの水産加工業においては、流通面での共同事業の導入等によるさらなる振興を図るとともに、水産加工品と農産物等との複合商品化や直売体制の充実などを進めながら、付加価値の向上を推進します。

4) 製造業の振興

情報化投資や経営革新、経営基盤の強化等の生産性向上に向けた取り組みに対する支援を図るとともに、第一次産業と一体となった販売促進に対する支援を進めます。

また、第一次産業との連携を強化していくために、異業種間及び産学官の連携を進めるとともに、高校や大学などとの共同研究の仕組みづくりを図ります。

5) 企業誘致

西薩中核工業団地は、臨海型企业及び外資系企業等の新規誘致を図り、地域雇用の創出に努めます。特に、地域のブランド化を進めるための農林水産業に関連する加工品等産業や港湾を活用するための貿易に関連する製造業等の企業の立地促進対策を積極的に進めます。

また、内陸部の外戸団地や冠岳農村工業団地においては、先端技術産業関連の内陸部型企業の誘致を図ります。

6) 商業・サービス業の振興

地域密着型サービスの展開を促進するとともに、観光産業との連携を強化することによる集客力の向上をめざします。

また、観光や特産品などに関する情報発信、販売促進機能を有して、総合的な役割を担う組織を設立するとともに、施設の管理運営・企画等を積極的かつ柔軟に対応できるよう企業感覚を取り入れる仕組みづくりを進めます。

7) 観光の振興

本市の有する美しい海岸線や固有の歴史・文化などの自然資源、歴史文化資源の観光資源化を積極的に進め、国民宿舎、温泉センターを活用し、観光客に癒しと安らぎを与える特色ある観光地づくりを進めます。

また、イベント、祭りを活用した参加型の観光客誘致を進めるとともに、農業や水産業の体験型観光資源や、さらには焼酎製造業や水産加工業などの製造過程も観光資源として活かし、現在の観光客の様々な需要に対応できる体制づくりを進めます。

さらに、本市周辺の観光地とも連携を深め、「食のまち いちき串木野」を情報発信するなど多彩な誘客宣伝活動に努めます。

8) コミュニティビジネスの振興

市民生活を支える様々なサービス需要の高まりに対応した、地域に根ざした多種多様な形態の地域密着型ビジネスの育成を図り、市民生活の利便性向上及び雇用の場の確保をめざします。

第4節 利便性が高く美しいまちを創造する『快適な環境のまちづくり』

これからのまちづくりは、日常生活圏に様々な都市機能を集積することで、都市の活力を保持していくと同時に、近郊の緑地や農地の保全を図っていくという考え方に変化してきています。

本市は、国道3号沿いに連たんした市街地を形成しているとともに、一体性が非常に高いという特徴を有しています。また、南九州西回り自動車道の整備により鹿児島市から自動車約20～25分となる一方で、ウッドタウン串木野団地、市来小城団地が整備されているとともに、下水道整備や区画整理等が実施中又は予定されているなど、定住促進に向けた取り組みが進められています。ただし、期待通りの定住促進を図っていくためには、基本理念にもあるように、地域間競争に打ち勝ち、人々に“選択される”まちを創造していくことが必要であり、利便性が高く快適な生活・交流空間を整えていくことが重要です。

そのため、現在の経済社会や都市成熟化に対応した大量生産・大量消費・大量廃棄型の都市構造から、環境負荷が少なく、自然環境と調和し、ひと・もの・情報が循環し、地域のコミュニティが持続する都市構造をめざしていくことが求められます。

以上のようなことを踏まえ、日常生活圏の中に効率的でかつ利便性の高い都市づくりを進める考え方のもと、市街地の無秩序な開発による拡大の抑制や公共交通機関の充実を図ります。また、国道3号バイパスの整備や串木野新港から幹線道路へのアクセス道路の整備など通過交通が市街地をできる限り通らない道路ネットワークの整備を進めるとともに、安全快適で歩いて楽しいユニバーサルデザインのまち、環境に十分配慮した美しいまちを図ることにより、「利便性が高く美しいまちを創造する『快適な環境のまちづくり』」をめざします。

1. 社会基盤

本市が着実に発展していくためには、市民生活や産業振興の基盤となる社会基盤の整備を進めていくことが重要です。

そのため、道路・交通網については、産業活動とともに、市民の生活を支える重要な基盤であるという認識を持ち、効果的な整備を進めます。また、海岸や河川等については、安全性の確保の観点からの整備を進めるとともに、自然に親しみ憩える快適な水辺空間の構築を図ります。さらに、市街地については、市民の日常的な買い物や交流の場としてだけでなく、観光・レジャーの拠点としても重要な役割を持っており、美しく快適な街並みの整備をはじめとした、本市の顔となる魅力ある空間の整備を進めていきます。情報通信基盤については、市民生活や産業に不可欠の基盤となっていることから、その効果的な整備を進めます。

1) 道路・交通網の整備

市内における道路・交通網の整備は、環境負荷をできる限り避けつつ、周辺部への配慮や市民の一体感の醸成に向けた交流、円滑な移動の実現をめざした整備を進めます。また、鉄道については、引き続き複線化の実現に向けた要請をしていくとともに、通勤・通学の利便性向上のための快速便の導入要請、八房周辺部への新駅設置の検討を進めます。

2) 港湾機能の充実

東アジア及び東南アジア諸国に対する交易拠点として、港湾施設の整備を図り、この地域を核として沿岸貿易・産業地域となるようなネットワークづくりを推進し、港湾利用の促進に努めます。

また、外航船が直接入港できるよう関税法に基づく開港指定に向けた取り組みや貿易関連企業の育成・誘致を促進します。

さらに、甕島への玄関口である串木野新港の港湾施設の整備を促進し、甕島航路の利便性の向上を図ります。

3) 海岸・河川の整備

台風や冬季風浪に伴う海岸災害から海岸背後地を守るため、海岸保全施設の整備を図るとともに、生態系や海岸景観に配慮した良好な海岸環境の保全に努め、河川の安全性を確保しながら河川のもつ機能を生かし、自然に親しみ憩える快適な水辺空間の整備を図ります。

また、工業用水や農業用水などの安定的確保のため、溜池・堰・用水路等の整備を進めるとともに、土石流等の土砂災害から人命・財産を守るため、砂防施設の整備を進めます。

4) 公園・緑地の整備

市民のレクリエーションと憩いの場としてコミュニティ形成のための重要な役割を果たしています。市街地に潤いを与え、美しく快適な街並みを形成するため、公園・緑地の整備を進めます。

5) 住宅の充実

快適な市民生活の基本的要素であり、長期にわたり地域の環境、安全、文化、景観等の重要な要素となります。そのため、住宅の基本性能の向上を図るため、建替えや改修等を促進し、耐震性が確保された安全で良質な住宅ストック^(※)の形成とともに、有効に活用できるシステムづくりに努めます。

また、これからの高齢化社会のなかで、障害のない豊かな生活のできる住まいづくりや、環境や省エネルギーに配慮した住まいづくりを促進します。

さらに、多様化する需要に対して、多彩な住宅の供給が行われるよう情報の提供等を行い、市場の誘導を図ります。

※住宅ストック…ある時点における現存するすべての住宅。

6) 市街地の整備

市民の日常的な買い物や交流の場として歩いて楽しめる、美しく快適な街並みの整備を進めます。また、都市交通の円滑化や快適な住環境の創出、串木野駅及び市来駅の周辺整備による交通結節点の機能強化など、計画的な市街地の整備を進めます。また、快適で機能的な都市の形成を図るため、市街地の土地区画整理を進め、都市機能の充実と環境の整備を図ります。

7) 都市景観の形成

創造性豊かで周辺環境にも配慮した景観整備を行い、地域特性を生かした都市景観の形成に努めていくとともに、歴史的・文化的雰囲気にあふれた都市景観の保全・再生・活用を進めます。

また、雄大な自然との一体感が得られるような自然環境との共生空間や市民を主体にした幅広いコミュニケーションの場も整備します。

8) 情報通信基盤の整備

高度情報通信網の整備促進を図るとともに、総合的な文書管理システム等の導入や電子申請システムの充実など情報処理システムの充実・改善及び地域公共ネットワークの充実等による行政事務の簡素化・効率化を図りながら、行政情報化を進めます。

また、主な公共施設間のネットワーク化のほか各種申請や公共施設予約、図書館利用など情報通信技術を活用した公共サービスや行政情報の提供等情報基盤の整備充実を進め、市民が情報通信技術に接する機会やそれらを活用する学習機会の拡充を図り、地域情報化の推進に努めます。



第3章 市域の構成イメージ

本市の持つ地勢を生かして均衡ある発展をめざすため、4つのゾーンに分け振興を図ります。

また、人やものの活発な交流・連携を促進するために、「交流・連携軸」を設定します。

第1節 ゾーン別振興方向

1. 都市形成ゾーン

このゾーンは、市街地が南北に延びる国道3号に接して形成されており、行政機能や商業、教育、医療などの都市機能が集中していることから、今後も、行政、経済、観光の中心地としての役割が期待されます。一方で、商店街においては駐車場不足が深刻な問題となっているとともに、市民や来訪者が楽しみながら歩ける環境であるとは言い難く、以前ほど賑わいは見られない状況にあります。

そのため、本市の中核地域としての魅力と賑わいを再生し、市民の利便性向上はもちろんのこと、観光客などに対しても訪問しやすい環境を整えていくことが必要となります。

そこで、このゾーンを「都市形成ゾーン」と設定し、市街地の中の通過交通をできる限り抑制する方向での道路・交通ネットワークの形成を図る一方で、駐車場の整備や良好な歩行空間の整備を進め、景観や環境に配慮した、快適で美しい市街地の形成を図ります。

2. 農と住の調和ゾーン

このゾーンは、ポンカンやサワーポメロなどの果樹生産をはじめとする農業が基幹産業となっています。また、高い生産技術に裏打ちされた珍しい果樹等の生産も進みつつあり、若い農業者も育ってきています。

さらに、市来農芸高校との連携を強化し、廃棄物ガス化発電施設の本稼動後は、余熱利用による他産地と差別化された農産品の生産を進めていくとともに、農産物の高度利用による高付加価値化産業への脱皮が求められています。

一方、居住空間と農業生産の場が混在した地域であり、周辺環境に配慮した農業生産を行っていくことが必要です。また、住宅地と近接していることにより、農産物直売所などを都市農村交流の拠点施設並びに地産地消の拠点と位置づけた振興を図っていくことも必要です。

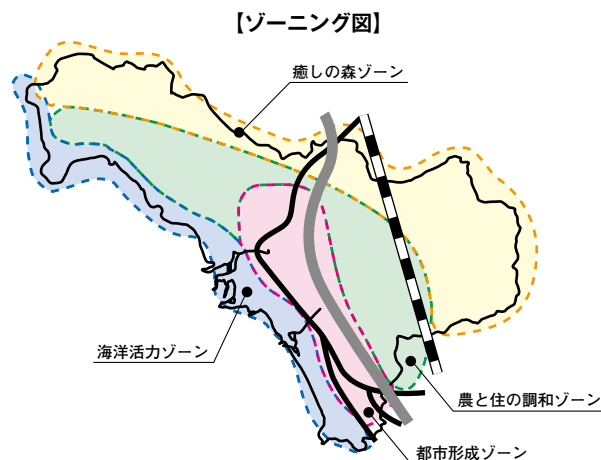
そこで、このゾーンを「農と住の調和ゾーン」と設定し、農業のさらなる高付加価値化を図るとともに、農業と居住空間が調和した環境づくりを進めていきます。

また、スローライフやスローフードなどへの多様な需要に対応する農地付き住宅の整備や農村部の空き家対策を進めることにより、定住人口の増加をめざし、住み良い居住空間づくりに努めていきます。

3. 癒しの森ゾーン

このゾーンは、冠岳や観音ヶ池周辺をはじめとした豊かな森林資源を持つ自然環境に優れた地域です。森林の整備により森林資源は、多面的、公益的機能を有し、豊富な天然地下水を育む水源涵養林として、また魚などを育てる魚つき林としての機能を果たすなど、下流域の生活環境や本市の水産業にとっても重要な役割を担っています。さらに、徐福伝説や様々な史跡など古代から現代までの歴史や文化を伝える重要な地域でもあります。

また、このゾーンは、串木野ダムや市来ダムの周辺に親水機能を有しており、市民や来訪者に対する「癒



し」の空間としての整備も期待されます。

そこで、このゾーンを「癒しの森ゾーン」と設定し、林業の振興とともに、森林のさらなる保全を図り、このゾーンが有している歴史や文化を実感できる観光の振興を図ります。また、市民による環境への取り組みに対する様々な施策や環境意識の醸成などに努めます。

4. 海洋活力ゾーン

このゾーンは、資源豊かな外洋、良好な漁場や漁港を有しており、本市の水産業の拠点地域としてのさらなる振興が期待されます。また、吹上浜や変化に富んだ海岸線や海産物等の海洋資源、温泉資源を持ち、市民の憩いの場として、釣りやマリンレジャーを中心とした観光の場として活用されています。さらに、串木野新港においては、甌島住民が安定したアクセス航路として欠かせない機能を持っているとともに、隣接する西薩中核工業団地は広い敷地を有しており、港湾機能の充実及び活用によって、企業立地の推進が図られることにより大いなる飛躍が期待されます。

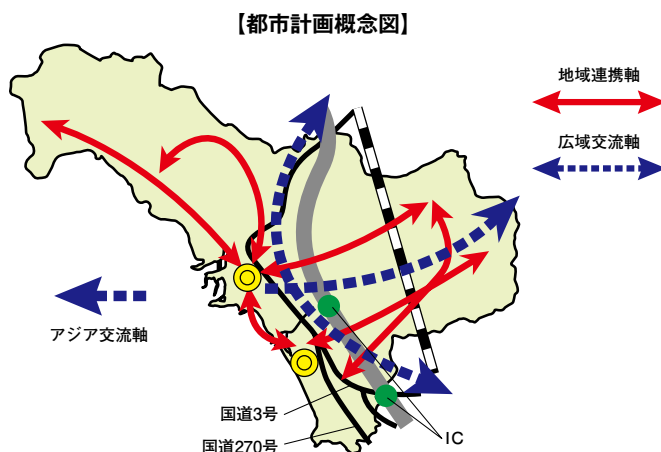
そこで、このゾーンを「海洋活力ゾーン」と設定し、美しい海岸線の保全を図ると同時に、漁業振興や企業立地、物流拠点基地化や観光振興に積極的に取り組んでいき、本市における産業拠点として、本市の経済を牽引していくとともに、地域の雇用拡大に努めます。

第2節 交流・連携軸

1. 地区拠点の設置

市民の利便性を確保するとともに、各地区の個性や文化を守り育てながら、活用していく地域づくりを推進するために、17地区の公民館を拠点として、市民の積極的な自治活動を促進します。

それぞれの地区拠点は、情報通信ネットワークなどを活かして相互に情報を共有できる体制を整えます。



2. 地域連携軸の設定

地域を相互に連携し、串木野新港から串木野インターチェンジ、各地区間及び各地区から幹線道路を連結する道路を「地域連携軸」として設定します。

地域連携軸の中に、本市内の観光資源をつなげ、相乗効果を発揮させる道路として、「観光連携ライン」を設定します。

「地域連携軸」や情報通信ネットワークなどを活用して、生活、医療、福祉、産業面における地域間交流を促進し、本市全体の連携を強化します。

3. 広域交流軸の設定

薩摩川内市方面や鹿児島市方面、鹿児島空港方面へと広がる広域的な交流・連携を強化する軸として、南九州西回り自動車道、国道3号、国道270号、県道、甌島航路等及び鉄道を「広域交流軸」と位置づけます。

南九州西回り自動車道の早期整備を要請するとともに、国道3号バイパスの延伸、串木野新港からのアクセス道路を整備し、安全で効率的な輸送を可能とするよう努めます。

串木野新港を物流拠点基地と設定し、東アジア及び東南アジア地域との交流・連携を強化する軸として、「アジア交流軸」を設定します。

第4章 新市創生プログラム

合併後の10か年のまちづくりとして、特に重点的に取り組むべき新たな施策を『新市創生プログラム』として整理しました。

第1節 地域ブランド形成プログラム

地域ブランドは、地域イメージ（自然、歴史、風土、文化、資源など）と関連させながら、差別化した価値を生み出し、その価値が広く認知されるとともに、市場などから求められることで形成されます。地域ブランドを形成することは、本市の知名度の向上と同時に、市場における優位性の確保による販路、価格面での効果などが期待されるため、これからの新しいまちづくりにとって重要な施策となります。

そのため、本市の農産物や海産物、商品やサービスの生産者のみならず、行政や企業、市民などが一体となって、地域ブランドを形成するための戦略を構築していくとともに、構築した地域ブランドを管理していくため、生産面における品質管理や流通・販売経路の開発などを行う組織の構築を図り、地域ブランドの確立に向けた取り組みを進めます。

さらに、地域ブランドを持続的に継続・発展させていくためには、絶え間ない経済成長の原動力となる革新が必要となり、そのためには、異業種間の交流などを通じた新産業の育成や新商品の開発など、常に地域ブランドを高めていく取り組みを進めます。

第2節 食関連産業活性化プログラム

地域ブランドの確立は、農林水産物をはじめ食品加工品、観光サービスなどを包括的に支援し、それぞれの産業の競争力や付加価値を向上させるために有効な手段です。

一方で、様々な商品やサービスを通じて食関連産業の振興を図ることは、地域ブランドの形成を牽引していくために、今後のまちづくりにとって非常に重要です。

そのため、農業や水産業、地域の素材を活用した製造業などの産業面における「地域にこだわった商品づくり」、「品質の高い商品づくり」などを通じて、生産者と消費者との間に信頼関係を築いていく取り組みを進めます。また、観光やまちづくりの面において、市民や来訪者などの評価者のイメージと合致した整備を図っていきます。

さらに、串木野港の開港をめざした取り組みをさらに充実していき、物流拠点基地化を進めることによる産業の活性化を図るとともに、貿易などをはじめとした東アジア及び東南アジア地域との経済的な交流を活発化させ、南九州とその地域を結ぶ一大拠点と成り得る港湾機能の強化を進めます。

第3節 快適で美しい「生活・活動・交流空間」形成プログラム

市街地の活性化等を図るため、暮らしに必要な諸機能が近接し、効率的で持続可能な都市「コンパクトシティー^(※)」を推進するとともに、これらを相互に連携する社会資本整備を進めることが必要です。

市街地については、土地地区画整理事業などを進めることによって、良好な居住環境の整備を図るととも

※コンパクトシティー…わが“まち”の意識を育てる地域のまとまりの中で、住民の日常生活がある程度可能となるような自律性を持たせ、住民は自らのまちのあり方を発想し、地域の自然や歴史、文化などの個性を大切にしまちづくりを自ら実践していくことによって、安全で安心して快適に暮らすことのできる生活圏を築いていくものである。具体的には、身近な生活の場において、日常生活の大半の用が足り、住民自身がその地域の自然や歴史、文化などの多様な魅力を発掘し、いわゆる「わがまち」という意識を持ち、また地域に愛着を感じ、地域が抱える様々な問題の解決に向けて、地域の持つ魅力や資源を活かして、住民が主体的にまちづくり活動に参加するものである。

に、都市基盤の再整備や交通結節機能の強化を進めます。また、市民や来訪者が楽しみながら歩ける環境づくりを進めるために、ユニバーサルデザインによる歩道の整備や花・緑による潤いのある市街地空間の整備を図ります。

また、交通渋滞の解消・緩和を図るとともに環境の改善を図るために、国道3号バイパスや串木野新港から串木野インターチェンジまでのアクセス道路の整備などを進めます。また、公共交通機関の利用促進を図るために、鉄道、地域循環バスなど各種交通機関の連携強化による利便性の高い公共交通機関の整備に努めるとともに、新駅の設置検討を進めます。

さらに、都市公園、緑地の整備により水と緑にふれあえる都市環境の形成を図るために、花や緑の植栽等の整備をすすめるとともに、市民等が水と緑に安全に親しめ、さらには自然体験や環境学習の場となる河川空間の整備を推進します。

第4節 「教育のまち」形成プログラム

本市は、固有の歴史・文化資源を有しているとともに、特色のある3つの高校、活発な文化的活動、良好な治安による安心できる環境など、ハード・ソフトともに多くの教育的な資源を持っています。本市のまちづくりにおいては、これらの資源を有効に活用して、文化の薫り高い「教育のまち」を形成していくことが求められます。

そのため、市民生活の身近な場所で文化的な活動に取り組むことのできる環境をつくるために、市内の各地区の公民館等を活用した生涯学習活動や文化活動の振興を図るとともに、中央公民館等における学習・文化機能の向上を図ります。

また、地域活力を生み出していくため、高等学校と連携し、産業や文化面において、本市固有の資源に根ざす、新たなものが創造できる環境づくりを進めていきます。また、生物工学分野のさらなる充実や中国語学科等の設置要請など特色のある高校づくりに対する様々な取り組みを進めます。

さらに、安全なまちづくりを推進していくために、関係機関との連携のもと、地域防犯体制等の充実を図るとともに、通学路等への街路灯の設置などを進めていきます。



参 考 資 料

策定経過概要

○後期基本計画策定業務

- ・平成23年4月18日 第1回企画委員会
総合計画後期基本計画（案）策定に向けて庁内体制を発足させ、策定業務開始。
- ・平成23年4月～平成24年2月
行財政部会・生活環境部会・保健福祉部会・産業経済部会・社会基盤部会・教育文化部会の6部会を設置し、後期基本計画（案）の検討。
- ・平成23年7月7日 第2回企画委員会
前期基本計画の事業実績・成果及び現況と課題の変更等について取りまとめ。
- ・平成23年7月25日 第3回企画委員会
前期基本計画の事業実績・成果及び現況と課題の変更等について取りまとめ。
- ・平成23年7月25日～8月12日 後期基本計画策定に係る市民意識調査の実施
対象者：2,600人、回収数1,048件、回収率40.3%
- ・平成23年11月8日 第4回企画委員会
後期基本計画（案）の検討。
- ・平成23年11月9日 第5回企画委員会
後期基本計画（案）の検討。
- ・平成23年11月10日 第6回企画委員会
後期基本計画（案）の検討。
- ・平成23年11月11日 第7回企画委員会
後期基本計画（案）の検討。
- ・平成23年12月20日～平成24年1月16日 パブリックコメント実施
「広報いちき串木野おしらせ版」及び市ホームページにおいて、総合計画後期基本計画（案）についてパブリックコメントを実施。
- ・平成24年2月6日 第8回企画委員会
後期基本計画（最終案）の決定。
- ・平成24年2月13日 政策会議
後期基本計画（最終案）の報告。後期基本計画の決定。

【参考】

1. 基本構想策定業務

- ・平成 18 年 4 月 19 日 第 1 回企画委員会
総合計画基本構想（案）策定に向けて庁内体制を発足させ、策定業務開始。
- ・平成 18 年 4 月～11 月
行財政部会・生活環境部会・保健福祉部会・産業経済部会・社会基盤部会・教育文化部会の 6 部会を設置し、総合計画基本構想（素案）の検討。
- ・平成 18 年 7 月 3 日 第 2 回企画委員会
総合計画基本構想（素案）の検討。
- ・平成 18 年 7 月 6 日 第 3 回企画委員会
総合計画基本構想（素案）の検討。
- ・平成 18 年 7 月 18 日～7 月 27 日 地区座談会
市内を 12 地区に分けて、地区座談会を開催。計 492 人の市民に出席をいただき、総合計画（素案）の説明、質疑。
- ・平成 18 年 8 月 7 日～8 月 25 日 パブリックコメント募集
「広報いちき串木野おしらせ版」及び市ホームページにおいて、総合計画基本構想（素案）についてパブリックコメントを募集し、5 人から意見書を受付。
- ・平成 18 年 11 月 13 日 第 4 回企画委員会
総合計画基本構想（案）の検討。
- ・平成 18 年 11 月 16 日 政策会議
総合計画基本構想（案）の決定。
- ・平成 18 年 12 月 26 日 いちき串木野市議会
総合計画基本構想の議決。

2. いちき串木野市総合計画審議会経過概要

- ・平成 18 年 6 月 5 日 第 1 回審議会
委員委嘱、正副会長選出、総合計画の概要・策定の考え方・策定に係るスケジュールの説明。
- ・平成 18 年 7 月 12 日 第 2 回審議会
総合計画基本構想（素案）の諮問、総合計画基本構想（素案）の検討。
- ・平成 18 年 8 月 17 日 第 3 回審議会
総合計画基本構想（素案）の検討。
- ・平成 18 年 10 月 5 日 第 4 回審議会
総合計画基本構想（素案）、答申書（案）の検討。
- ・平成 18 年 11 月 1 日 第 5 回審議会
答申書（案）の検討、答申。

3. 前期基本計画策定業務

- ・平成 18 年 4 月 19 日 第 1 回企画委員会
総合計画基本構想（案）策定と併せて、前期基本計画（案）策定業務開始。
- ・平成 18 年 4 月～平成 19 年 1 月
行財政部会・生活環境部会・保健福祉部会・産業経済部会・社会基盤部会・教育文化部会の 6 部会を設置し、総合計画基本構想（素案）と併せて、前期基本計画（案）の検討。
- ・平成 19 年 2 月 7 日 第 5 回企画委員会
前期基本計画の決定。

策定要綱

いちき串木野市総合計画策定要綱

平成17年10月11日

告示第4号

(計画の策定)

第1条 豊かな自然環境と、活力あふれる豊かないちき串木野市の実現を目指し、よりよい生活環境のもと、市民生活の向上を図るため、市民参加による市政の総合的な計画としていちき串木野市総合計画（以下「計画」という。）を策定する。

(計画の性格)

第2条 計画は、市勢発展の長期的展望に立つて市の将来の都市像と目標を明らかにし、施策の大綱を盛り込み、市政執行の指針とする。

(計画の構成)

第3条 計画は、基本構想、基本計画及び実施計画により構成する。

(1) 基本構想

市の望ましい将来の都市像を描き、長期的展望に立ち、その発展方向の基本路線を明らかにするもので基本計画の基礎となるものをいう。

(2) 基本計画

基本構想に沿って具体的な都市発展、市民生活の向上等を図るための方策、手段の大綱及び根幹的事業を明らかにするものをいう。

(3) 実施計画

基本計画に基づき具体的な事務及び事業の実施に関して計画的かつ効果的に作成する計画をいう。

(計画の基本方針)

第4条 計画の基本方針は、次のとおりとする。

(1) 全国総合開発計画、鹿児島県総合計画、鹿児島広域市町村圏計画等との整合性を図りながら広域的視野に立つて計画する。

(2) 目前の事象を近視眼的に把握することなく長期的展望を持って計画する。

(3) 市の将来の市政全般の指針となり道標となるものであることから関係行政機関との協調のもとに広く教育文化、福祉、産業、行財政など市民生活各般にわたる総合性をもたすよう計画する。

(4) 市行政圏はもとより広域的な関係地域にまたがる基礎調査を十分に実施し、そのデータを基礎に科学的に計画を樹立し、合理性と妥当性を確保する。

(5) 住民自治の原則に立ち、市民のニーズが十分反映されるよう努める。

(計画の範囲及び区域)

第5条 計画は、市民生活に関係のあるあらゆる領域に及ぶものとし、市が直接実施主体となる施策・事業を基本とするが、必要に応じて国・県・民間等他の事業主体に期待する分野も含むものとする。

2 計画の区域は、原則として現在の市域とするが、常に広域的施策について配慮する。

(計画の目標年度)

第6条 計画は、平成19年度を基準年度とし、平成28年度を目標年度とする。ただし、社会情勢の推移に応じて修正するものとする。

(計画策定組織及び手順)

第7条 計画策定組織及び手順は、次のとおりとする。

(1) 内部組織

いちき串木野市総合計画企画委員会（部会）

(2) 外部組織

いちき串木野市総合計画審議会（分科会）

(3) 住民参加

意識調査（アンケート等）集約

地区座談会

(議会提案)

第8条 市議会に提案するものは、次のとおりとする。

(1) 基本構想（議決事項）

(2) 基本計画骨子（説明資料）

附 則

この告示は、平成17年10月11日から施行する。

企画委員会

いちき串木野市総合計画企画委員会規程

平成17年10月11日訓令第4号

一部改正：平成18年2月14日訓令第1号

平成18年3月31日訓令第2号

平成19年3月30日訓令第1号

平成21年3月31日訓令第1号

平成22年3月31日訓令第2号

(設置)

第1条 いちき串木野市総合計画（以下「計画」という。）の策定に資するため、いちき串木野市総合計画企画委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の命を受け、計画の策定について必要な調査及び計画の立案を行う。

(組織)

第3条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、副市長をもって充てる。

3 副会長は、教育長をもって充てる。

4 委員は、職員のうちから市長が任命する。

(会長等の職務)

第4条 会長は、委員会を代表し、審議に当たっては、会議の議長を務め、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、会長が招集する。

(部会)

第6条 委員会に部会を置く。

2 部会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年10月11日から施行する。

附 則（平成18年2月14日訓令第1号）

この訓令は、平成18年2月14日から施行する。

附 則（平成18年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第1号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日訓令第1号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

いちき串木野市総合計画企画委員会委員名簿

(14名)

区 分	役 職 名	氏 名	区 分	役 職 名	氏 名
会 長	副 市 長	木 場 信 人	副会長	教 育 長	山 下 卓 朗
委 員	行 財 政 部 会 長	石 田 信 一	委 員	産業経済 部 会 長	満 園 健士郎
〃	〃 副部会長	中 屋 謙 治	〃	〃 副部会長	中 村 昭一郎
〃	生活環境 部 会 長	住 廣 和 信	〃	社会基盤 部 会 長	古 園 智 久
〃	〃 副部会長	藤 園 宗 男	〃	〃 副部会長	久見瀬 博 行
〃	保健福祉 部 会 長	所 崎 重 夫	〃	教育文化 部 会 長	樋ノ口 実
〃	〃 副部会長	中 尾 重 美	〃	〃 副部会長	久木野 親 志

【企画委員会部会名簿】

部会名	役 職 名	氏 名	部会名	役 職 名	氏 名
行財政部会	総 務 課 長	石 田 信 一	産業経済部会	水 産 港 湾 課 長	深 山 龍 朗
	政 策 課 長	田 中 和 幸		農 政 課 長	満 園 健士郎
	財 政 課 長	前 屋 謙 三		商 工 観 光 課 長	中 村 昭一郎
	自 治 振 興 課 長	中 屋 謙 治		農 委 事 務 局 長	坂 元 義 宏
	税 務 課 長	下迫田 久 男		産 業 経 済 課 長	井手迫 正 博
	会 計 課 長	紙 屋 正 廣		産 業 経 済 課 参 事	川 畑 司
生活環境部会	市 民 課 長	逆瀬川 正	社会基盤部会	都 市 計 画 課 長	古 園 智 久
	生 活 環 境 課 長	住 廣 和 信		土 木 課 長	久見瀬 博 行
	上 下 水 道 課 長	藤 園 宗 男		建築参事(兼)工事監査監	松 下 三 孝
	消 防 長	池 田 豊		土 木 課 参 事	萩 元 清千賀
	衛生処理組合事務局長	平 石 英 明		人 事 行 政 管 理 監	末 吉 浩 二
	上 下 水 道 課 参 事	柏 木 弘 幸		生 活 環 境 課 参 事	田 尻 一 弘
保健福祉部会	健 康 増 進 課 長	所 崎 重 夫	教育文化部会	教 委 総 務 課 長	樋ノ口 実
	福 祉 課 長	中 尾 重 美		学 校 教 育 課 長	中 村 和 典
	議 会 事 務 局 長	臼 井 喜 宣		社 会 教 育 課 長	久木野 親 志
	監 査 事 務 局 長	大 迫 義 孝		市 民 ス ポ ー ツ 課 長	吉 田 裕 史
	市来支所長(兼)市民課長	橋 口 享 史		文 化 振 興 課 長	紙 屋 直 道
				給食センター所長	永 井 秀 喜